

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

株式の名義変更

Q : 私は、A鉄道の株式を所有していますが、長女がA鉄道沿線の大学に通学しているので、A鉄道の株式の名義を長女に変更して、株主優待乗車券の交付を受けようと思います。ところで、このような場合でも贈与税は課税されるのでしょうか。

A : 贈与税は課税されます。

【解説】

贈与とは、当事者の一方が、自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方がこれを受諾することによって成立する契約をいいます。

株式等の名義の変更があった場合において、対価の授受が行われていないとき又は他の者の名義で新たに株式等を取得した場合においては、これらの行為は、原則として贈与として取り扱われます。

ただし、他人名義で株式等を取得した場合で、新たに名義人となった者がその名義人となった事実を知らず、かつ、名義人となった者が株式を管理運用し又は収益を享受していない場合で、その株式に係る最初の贈与税の申告もしくは決定又は更正の日前に株式の名義を本来の所有者の名義としたときに限り、贈与がなかったものとして取り扱われます。

ご質問の場合、長女は、株主優待乗車券の交付を受けるためにA鉄道の株式の名義変更があった事実を十分知り得る状況にあり、また、株式を運用して株主優待乗車券の交付を受ける予定ですから、贈与税が課税されることとなります。

